

第19回 理事会報告

日 時：平成30年10月9日(火)午後1時30分より
場 所：福岡市管工事協同組合会議室
出 席 者：藤、松尾、末久、岩下、宮崎、松本、阿部、田中、細井、棚町、藤根、松隈
定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

[協議事項]

第1号議案 1月度の定例理事会、新年賀詞交歓会開催に関する件

事務局より、平成31年1月10日(木)ソラリア西鉄ホテルにて、1月度の理事会を午後4時30分から、賀詞交歓会を午後5時30分より開催する旨説明。協議の結果、事務局の説明通りで出席理事の承認を得た。

[報告事項]

1.太陽光発電量(平成30年度上期)について
事務局より、4月から9月までの発電量について、8,366kwと昨年並みであった旨報告。(出席理事全員了承)
1.災害連絡訓練について
事務局より、福岡市水道局との「災害時における水道の応急対策に関する協定書」に基づき、11月に緊急連絡・指令模擬訓練を実施する旨報告。(出席理事全員了承)

引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。本日の全ての案件を終了した。時に午後2時30分。

第20回 理事会報告

日 時：平成30年11月8日(木)午後1時30分より
場 所：福岡市管工事協同組合会議室
出 席 者：藤、松尾、末久、岩下、宮崎、松本、田中、細井、藤根、松隈
委 任 社：阿部、棚町
定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

[協議事項]

第1号議案 中間決算に関する件

事務局より、10月22、24日に佐藤税理士より実施された中間決算の精査結果を報告。引き続き、内容について説明、諮る。協議の結果、事務局の説明通りで出席理事全員の承認を得た。

第2号議案 新年賀詞交歓会、次第並びに案内者に関する件

事務局より、平成31年1月10日(木)ソラリア西鉄ホテルにて開催する、賀詞交歓会の次第並びに案内者について説明、諮る。協議の結果、事務局の説明通りで出席理事全員の承認を得た。

[報告事項]

1.福管協第6回ボウリング大会及び収支報告について
事務局より、平成30年10月19日(金)博多スターレーンにて開催し、38チーム(151名)の参加があった旨、報告。また、大会の収支については予算内で収まった旨、報告。(出席理事全員了承)
1.災害連絡訓練について
事務局より、平成17年3月に福岡市水道局と締結した「災害時における水道の応急対策に関する協定書」に基づき、平成30年11月6・7日に緊急連絡・指令模擬訓練を福管協理事12名、メンテナンス登録業者11社、資機材メーカー・商社24社(水道施設等の応急復旧に要する資材の供給協力協定締結会社)参加のもと実施した旨、報告。(出席理事全員了承)

引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。本日の全ての案件を終了した。時に午後2時30分。



官庁だより
No.1

水 節 第 1 6 7 号
平成30年10月16日

福岡市管工事協同組合
理事長 藤 成徳 様

福岡市水道事業管理者
清 森 俊 彦
(保全部節水推進課)



寒波による緊急時の協力について（依頼）

本市の水道事業につきましては、日頃より多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、例年、貴組合員の皆様には、寒波等による水道管や水道メーターの凍結及び破裂事故の発生に対応するため、万全な修理体制を組織していただいているところでありますが、本年度も万一の事故発生時には修理等の対応にご協力いただきますようよろしくお願
いいたします。

つきましては、緊急車両の標章交付申請が必要となりますので、ご多忙の折とは存じま
すが、下記の書類を提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 平成30年度 災害時（寒波）における組織・動員体制表
2. 標章（駐車禁止除外指定車）交付申請書（別添）

駐車禁止除外指定車標章の交付については、新規で車両を登録する事業者及び登録
車両を変更される事業者は、下記の書類を申請する車両ごとに作成し、提出して
いただきますようお願いいたします。

- ① 標章交付申請書 1通
- ② 申請に係る車両の自動車検査証の写し 1通
※申請者住所と車検証記載の使用者住所は同一であること
- ③ 運転免許証の写し 1通
※申請する車両に乗車する可能性がある全ての者が対象となる。
- ④ 車両登録（申請車両）が従業員名義の車両の場合は、従業員の車両借上を証
明する書類。様式は任意です。

3. 全ての駐車禁止除外指定車標章（返納）

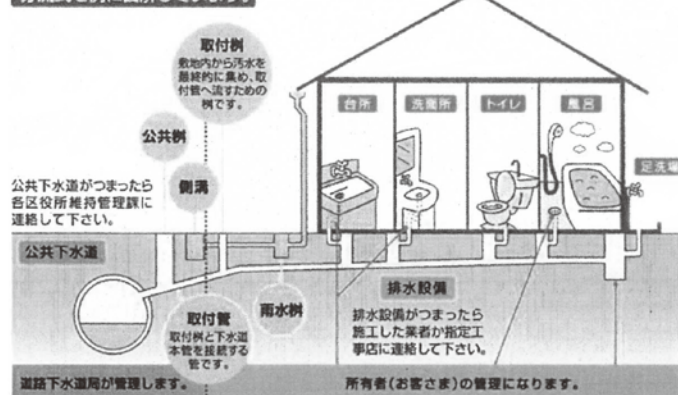
担当：保全部節水推進課主査 田中
鶴

TEL 483-3138

道路下水道局からのお知らせ！

新築やリフォーム等に伴い、排水設備（下記の図を参照）の工事をする際には・・・

分流式を例に図解しています。



① 工事前に届出が必要です

排水設備の計画の確認

排水設備の新設等をしようとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例及び規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。(福岡市下水道条例 第6条)

② 排水設備の工事は排水設備指定工事店で行っていただく必要があります

指定工事店

排水設備の新設等の工事は、市長が指定する者でなければ行うことができない。

(福岡市下水道条例 第8条)

③ 工事完了後は検査を必ず受けてください

排水設備の工事の検査

排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。(福岡市下水道条例 第7条)

④ 誤接続に注意してください！

汚水と雨水は原則として別々に流す必要があります。

万が一、接続を誤ってしまい、汚水が河川等に直接放流されると水質汚濁の原因となります。また、大雨時にはマンホールから汚水が溢れる原因にもなります。

それらを防ぐためにも、事前の届出や完了検査などの手続きを必ず行ってください。

(参考)

分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。(下水道法施行令 第8条第4号)

上記の他にも、条例や技術基準等の遵守すべき事項がございますので、それに基づいて工事を行って下さい。ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

福岡市道路下水道局管理部下水道管理課
TEL : 092-711-4534 FAX : 092-733-5596
Email : gesuikanri.RSB@city.fukuoka.lg.jp

平成30年9月版



官庁だより
No.III

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律に関する	労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
	都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援	働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html 
	産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx 
	よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/ 
	商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754  ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist  ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm 
	ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
	医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/ 

業務コーナー
No.1



チェック

しなくちゃ。

最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります!



福岡県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

814円



最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/> WEBで確認!
最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは
福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ
福岡労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>



業務コーナー
No.II

特集

中期方針
「消費税軽減税率・
転嫁対策支援」



消費税率引上げ・ 軽減税率対策はお早めに！

～消費税率引上げ・軽減税率制度は全ての事業者に影響があります～

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、消費税軽減税率制度を導入する予定です。

消費税引上げによる消費マインドの冷え込みや競合他社との価格競争の激化だけではなく、軽減税率制度の下では消費税率が2つになることから、適用税率ごとの区分経理の実施といった経理処理等の事務負担の増加という、事業者にとって新たな負担が発生することが予想されます。そのため、今から計画的に対処策の準備を進める必

要があります。

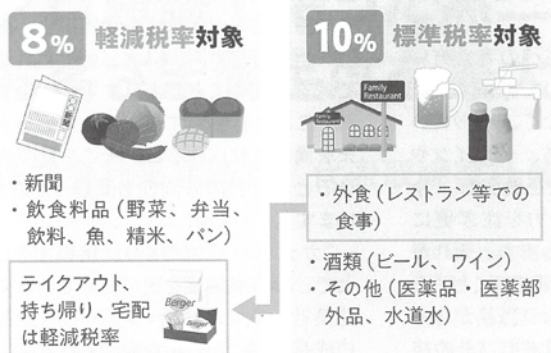
当所では、窓口・巡回相談のほか、各種セミナーなどを開催し、中小企業の皆様の消費税率引上げ・軽減税率への円滑な対応を応援いたします。

本特集では、軽減税率制度の概要をはじめ、同制度による事業者への影響、国の支援策等について、ポイントを絞り解説しています。

1. 軽減税率対象商品

① 軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食物品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



〈取り扱い品目の確認が必要～税率の紛わしいケースに注意～〉
軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認が必要になります。詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。

② 「飲食物品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食物品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

➡ただし、「飲食物品」であっても、酒類と外食は対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、標準税率の対象となります。

③ 軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれておりません。以下を満たすものが外食の定義となります。

「テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食物品を飲食させるサービス」

8% 軽減税率 (外食にあたらぬ)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前宅配、お土産
- ・屋台での軽食（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。
(例) お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合も軽減税率の対象にあたりません。

10% 標準税率 (外食)

- ・店内飲食
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

相手方の注文に応じて、指定された場所で調理等を行うこと（「ケータリング・出張料理等」）も外食にあたりません。

④ 「セット商品」は要件次第で軽減税率対象

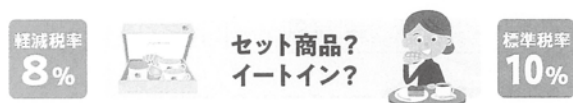
「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食物品（お菓子）と標準税率の対象となる商品（おもちゃ）を組み合わせ販売する場合、一定の要件*を満たせば一体資産として軽減税率の対象となります。

*セット商品の価額が少額（税抜1万円以下）のもので、軽減税率の対象となる飲食物品が主たる要素を占める（2/3以上）場合

2. 軽減税率での価格表示

① 価格表示の変更が必要かどうかを早めに確認

10%への引上げ時に価格表示の変更が必要かどうかを判断するために、まずは、自社(自店)の商品の消費税率が8%なのか、10%なのかを区別することから始めましょう。



② 価格表示は分かりやすく

税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法(総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示)によって、価格表示の変更が必要かどうか異なります。

さらに同じ商品でも店内飲食と持ち帰りで税率が異なり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。

総額表示の例 10,800円(税込) → 11,000円(税込)

総額が変わるので変更の必要あり

外税表示の例 10,000円+税

「+税」は変わりませんので、変更の必要はないものと考えられます。

※なお、外税表示と税抜価格の強調表示は、現行の特措法では2021年3月31日までの特別措置です。

③ 同じ商品でも8%の時と10%の時がある場合

お客様の買い方(持ち帰りとイートイン)、店側の売り方(単品とセット商品)によって、同じ商品が8%と10%のいずれにもなる場合があります。この場合もお客様が混乱ないように、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。

総額表示の例

クリームパン

お持ち帰り 108円(税込)

イートイン 110円(税込)

外税表示の例

クリームパン

本体価格 100円(税別)

(税込:お持ち帰り108円)

税込:イートイン110円)

④ 軽減税率対象と対象外の商品がお店に混在する場合

例えば、「300円+税」のような外税表示の場合、お客様がどちらの税率なのかをわからなければ、消費税額を判断することができません。価格表示・店内表示・陳列などで、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。

変更前

・みりん 300円+税

・しょうゆ 300円+税

変更後

・みりん 300円+税(10%)

・しょうゆ 300円+税(8%)

みりんは酒類なので10%。「+税」の外税表示の場合は、誤解を与えてしまうなあ

3. 変更となる事務処理

① 変更となる事務処理を確認

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。自社(自店)の中でどの事務処理を変更する必要があるのかを確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

② 仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例

仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。(肉:8%、野菜:8%、コメ:8%、容器:10%、水道代・光熱費:10%)

支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りが無いか確認



税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載

企業が会館用に購入するお弁当やお茶、取引先への贈答用菓子、新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です

③ 販売の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

お弁当屋さんの例

お弁当の消費税率は8%、お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。

- 軽減税率に対応したレジの導入
- レジに商品ごとの価格、税率を登録
- 値札・棚札・領収書に適用税率を記載
- 請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとの合計額を記載
- 返品の場合、税率を確認して返金

誤解や誤認を防ぐために、わかりやすい価格表示や説明が必要です

(円滑な事務処理や販売のために) 売上・仕入を税率ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。また請求書や領収書も区分記載が必要になってきます。その対応としてレジの入替や受発注システムと会計システムの新規導入を検討しましょう。(p.6,7参照)

4. 請求書の様式変更

① 軽減税率制度導入に伴う請求書の様式の変更

2つの消費税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等（インボイス）保存方式」が実施されます。（右図参照）



〔「適格請求書等（インボイス）」導入後の免税事業者からの仕入について〕
2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書等（インボイス）」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。
なお、「適格請求書等（インボイス）」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置の対応がなされる見込みです。税務署等に確認しましょう。

1. 現行の請求書 ~2019年9月30日

品目	数量	単価	延べ価格
4/14 食料品			3,240
雑貨			2,160
4/15 食料品			5,940
雑貨			3,888
合計			15,228

2. 区分記載請求書 2019年10月1日~2023年9月30日

品目	数量	単価	延べ価格
10/14 食料品			3,240
雑貨			2,200
10/15 食料品			5,940
雑貨			3,960
10%税率対象合計			6,180
8%税率対象合計			9,180
合計			15,340

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに合計した対価の額

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

3. 適格請求書(インボイス) 2023年10月1日~

品目	数量	単価	延べ価格
10/14 食料品			3,000
雑貨			2,900
10/15 食料品			5,900
雑貨			3,600
合計			14,100
消費税			1,240
10%税率対象合計			5,600
消費税			500
8%税率対象合計			8,200
消費税			600
合計			15,340

- ③ 事業者番号
- ④ 税率ごとの消費税額

区分記載請求書

「区分記載請求書」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のような書式があります。

領収書		〇〇スーパー	
△△商事 様	2020年4月1日	TEL 03-000-0000	
¥3,260-		領収書	
但し、10%対象(食品代) ¥1,100-		2020年4月1日	
8%対象(食品代) ¥2,160-		*パソコン ¥250	
上記金額正に領収いたしました。		*ネギ ¥100	
株式会社〇〇商事		*ヤマモ ¥300	
東京都〇〇〇〇1-23		ワイン ¥750	
		8%合計 ¥650	
		消費税 ¥52	
		10%合計 ¥750	
		消費税 ¥75	
		合計 ¥1,527	

【軽減税率制度に対応した受発注システム改修等補助金】(B型)

■概要：軽減税率制度に対応するため、受発注システムの改修・入替を行う中小企業者を支援

■補助対象：軽減税率制度に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替

■補助率：2/3

■補助上限額：小売事業者等の発注システムの場合 1,000万円

卸売事業者等の受注システムの場合…150万円
発注システム・受注システム両方の場合…1,000万円

■申請方法：軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダー等が「代理申請」を行います（システムベ

5. 国の支援策(補助金)

① レジ導入・受発注システム改修等のための補助金

中小企業・小規模事業者等が、軽減税率制度導入に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度が利用できます。

【軽減税率制度に対応したレジ導入補助金】(A型)

■概要：軽減税率制度に対応するため、レジの新規導入や既存レジの改修を行う中小企業者等を支援

■補助対象：軽減税率制度に対応したレジ（タブレット等を利用したレジ、付属機器も含む）

※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表

■補助率：2/3（3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は3/4、タブレット等は1/2）

■補助上限額：レジ1台あたり20万円（商品マスタの設定が必要な場合は40万円）
1事業者あたり200万円

■申請方法：レジ等導入後の申請（事後申請）となります。一部販売店等による代理申請も可能です。

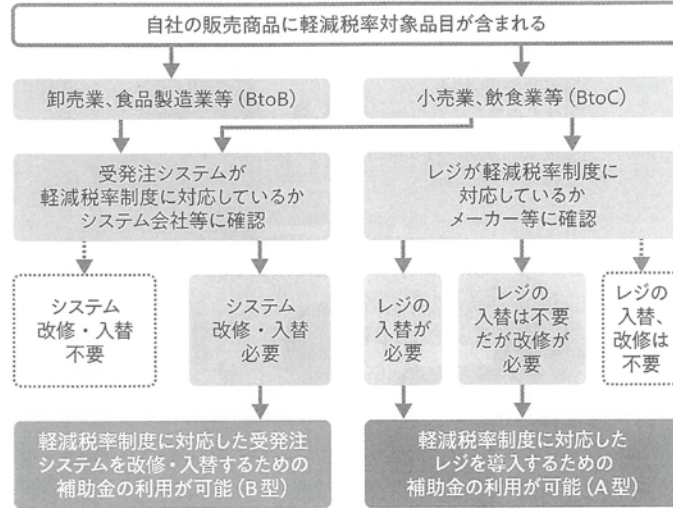
締切等の詳細については、軽減税率対策補助金事務局ホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。



ダー等が行うシステム改修・入替の場合は事前に申請が必要です。
 ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを事業者自ら導入する場合は、導入後の申請(事後申請)となります。
 締切等の詳細については、軽減税率対策補助金事務局ホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。

②補助金を利用するためにフローチャートで確認

軽減税率制度に対応したレジの導入や受発注システムの改修・入替が必要な場合は、国の補助金制度が利用できます。まずは、フローチャートでどの補助金が利用できるのかを確認しましょう。



消費税軽減税率Q&A

ここまでの軽減税率制度の理解度を以下のQ&Aで確認しておきましょう



Q. 軽減税率ってなんですか？

A. 消費税率10%引上げ時に、生活必需品である飲食物品などの消費税率を8%に据え置く制度です。

Q. 取引先との会食で、お土産用に用意した「お寿司折詰」の代金の税率は8%？ 10%？

A. お土産は「持ち帰り」なので8%になります。ただし、会食自体は「外食(軽減税率対象外)」なので10%になります。

Q. 「紅茶とティーカップのセット」のように、軽減税率の対象商品(紅茶)と標準税率となる商品(ティーカップ)を組み合わせて販売する場合の税率は8%？ 10%？

A. セット商品の価額が少額(税抜1万円以下)のもので、軽減税率の対象となる飲食物品が主たる要素を占める(2/3以上)場合は、軽減税率の対象となります。

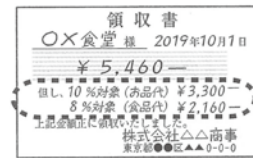
Q. 会議用のお弁当など軽減税率対象商品を購入した場合、経理処理はどのようにすればいいのですか？

A. 8%、10%で税率ごとに分けて経理処理をする必要があります。そのため、ほとんど全ての事業者で

経理処理の変更が必要になります。

Q. 軽減税率の導入で請求書や領収書の様式を変える必要があるのですか？

A. 8%と10%の税率を分けて記載する必要があるため、請求書や領収書の様式の変更が必要になります。(右図参照)



手書き領収書イメージ

Q. 現在のレジで軽減税率に対応できますか？対応していない場合、買換えのための国からの支援はありますか？

A. 今、お使いのレジが軽減税率制度に対応しているか、メーカーや販売業者などに確認しましょう。対応していない場合は、レジの買換えやシステムの改修が必要になります。

レジの買換え、システム改修のための国の補助金が創設されています。軽減税率対策補助金事務局のホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。

お問い合わせ／福岡商工会議所 消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口
 地域支援第一グループ(東・博多・南区の方) ▶TEL 092-441-2161
 地域支援第二グループ(中央・城南・早良・西区の方) ▶TEL 092-441-2162
 経営支援グループ(各種セミナーのお問い合わせ) ▶TEL 092-441-1146

福岡商工会議所 検索
<https://www.fukunet.or.jp/>

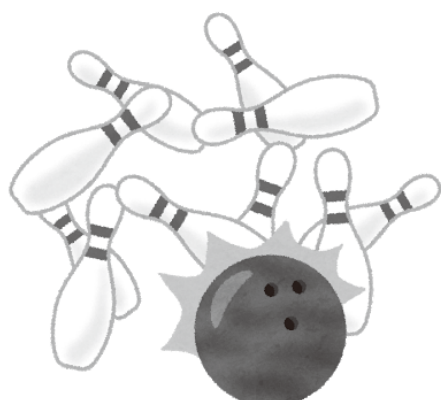


第6回福管協ボウリング大会を開催

福利厚生事業の一環として福管協広報・企画・情報委員会、青年部会主催により第6回福管協ボウリング大会を平成30年10月19日(金)18時より博多スターレーンにて開催した。組合員をはじめ、メーカー、商社総勢151名が参加した。



開会の挨拶(松尾副理事長)



小金丸青年部会会長のストライク始球式

松尾副理事長の開会の挨拶の後、競技説明を受けた。参加者が注目する中、小金丸青年部会会長による華麗なストライク始球式でスタートした。競技終了後の表彰式では、団体の部、個人の部にそれぞれ賞品が贈呈された。最後に理事長賞の抽選会が行われ、(有)毛利設備工業の毛利崇志氏に当たりました。表彰式終了後、岩下総務部長理事より総評があり、ボウリング大会を終了した。

【団体の部】

順位	会社名(チーム名)
優勝	(有)八木工業(A)
第2位	三興バルブ継手(株)
第3位	(株)藤善設備工業

【個人の部】

順位	会社名(チーム名)	氏名
優勝	(株)藤善設備工業	茨木 利明
第2位	(有)八木工業(A)	山下 大輝
第3位	(有)八木工業(A)	井上 晴貴



ボウリング大会の様子



個人の部優勝 (株)藤善設備工業 茨木利明氏



団体の部優勝 (有)八木工業Aチーム



理事長賞が当たった(有)毛利設備工業の毛利崇志氏(右)と松尾副理事長(左)



岩下総務部長理事による総評

賞品のご提供をいただき誠にありがとうございました。(順不同)

- | | | |
|------------------|------------|-------------|
| ・(株)朝日商会 | ・(株)タブチ | ・(株)フクスイ |
| ・ヤマトガワ(株) | ・栗本商事(株) | ・(株)日邦バルブ |
| ・前田バルブ工業(株) | ・渡辺パイプ(株) | ・(株)後藤産業 |
| ・(株)ハヤカワコーポレーション | ・前澤給装工業(株) | ・三興バルブ継手(株) |
| ・日之出水道機器(株) | ・前澤化成工業(株) | |


 青年部会だより

給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催

平成30年9月23日(日)青年部会研修企画委員主催により管工事組合4階大会議室において給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催した。

今年も外部講師として、(株)LIXILリフォーム塾 日野利夫講師をお招きしました。

受講者:30名



講習(100分)

7つの性能基準について概略説明
計算問題の演習

学科試験1(130分)

公衆衛生、水道行政、給水装置工事法
給水装置の構造と概要、給水装置計画論
給水装置工事事務論

学科試験2(50分)

給水装置の概要
給水装置施工管理法

全管連理事会及び会員交流事業

平成30年10月13日(土)長崎市の「長崎市管工事協同組合」にて第115回理事会及び会員交流事業が開催され、小金丸会長、毛利副会長が参加した。

福岡水道展が開催(日本水道工業団体連合会主催)

平成30年10月24・25・26日の3日間で福岡市博多区の「マリンメッセ福岡」にて福岡水道展が開催され全管連のブース出展の補佐として参加をしました。



10月25日(木)

小金丸会長・岩下総務部長理事

10月26日(金)

小金丸会長・高野副会長
毛利副会長

組合理事と青年部会との懇談会を開催

平成30年11月8日(木)18時30分より「太木殿」にて組合理事と青年部会との懇談会を開催した。

冒頭、藤理事長から日頃の組合事業への協力等労をねぎらいの言葉を述べられ、今後も引き続き組合事業に協力していただきたいと挨拶された。続いて小金丸青年部会長より青年部活動の状況、今後の活動計画を報告された。

その後、理事と青年部会員の忌憚のない活発な意見交換が行われ、和やかな雰囲気終了した。



藤理事長挨拶



小金丸青年部会長挨拶

福岡県管工事業協同組合連合会青年部協議会交流会

平成30年11月10日(金)19時より北九州市内にて、福岡県管工事業協同組合連合会青年部協議会交流会が開催され福岡市・北九州市・久留米市・田川市の4都市29名が出席。

福岡市は青年部会員8名事務局1名が参加をした。

第5回九州管工事業青年部協議会親睦会

平成30年11月16日(金)19時より宮崎市内にて、九州管工事業青年部協議会親睦会が開催され福岡市・大分市・熊本市・長崎市・宮崎市の5都市17名が出席。福岡市より小金丸会長、藤岡役員、高田会員、八木会員が参加をした。

福岡県中小企業団体中央会青年部連絡協議会福岡県大会

平成30年11月19日(月)18時より福岡市博多区の「ウィズザスタイルフクオカ」にて、福岡県中小企業団体中央会青年部連絡協議会福岡県大会が開催され小金丸会長、石井役員、藤岡役員、高田会員、山崎会員が参加をした。



贖いの日々・・・

奪われた命

ある年の9月、その日は仕事が休みでしたが、私は朝から会社へ出社し、事務仕事をこなしていました。午前11時頃、翌日の現場の下見に来て欲しいという電話があり、現場の下見に行くことになりました。午前11時15分頃、事務所にいた同僚に「ちょっと出掛けてくる。」と告げ、私は会社の軽トラックに乗り込み出掛けました。

いつもよく通る道を、スピードを出す訳でもなく、いつも通りの運転で車を走らせ、見通しの良い片側一車線の道路、緩い右カーブを抜けたところで助手席に置いたタブレットの着信音が鳴りました。この時、私は運転中でしたが、何か気になったため、ボタンを押して、画面を確認しようとタブレットの操作を始めました。そして、前方と助手席を交互に見つつ、運転していたところ、突然目の前に人が現われました。「ボンッ!!」と鈍い音がし、次の瞬間、車のフロントガラスがクモの巣状になりました。

その場に車を止め、車から降りると、5、6m先に被害者の女性が横たわっていました。すぐに駆け寄り、「大丈夫ですか。」と声を掛けましたが、返事はありません。出血はなく、擦り傷程度でしたが、苦しそうに呼吸をしていました。目の前に消防署があり、声を掛けると、中から消防隊員の方が来てくれました。私は救急車をお願いするとともに、被害者の救護を手伝って貰いました。また、たまたま

通りかかった看護師の方が救護に加わり、救急車が来るまで被害者の方の救護を手伝って貰いました。最初は意識がありませんでしたが、救急車が到着する頃には呼び掛けに対し、声にならない声で返事をしていました。その後、警察に通報し、現場を確認して貰いました。

いったん家に戻り、すぐにタクシーで病院に向かいました。被害者のご家族にも会い、すぐその場で謝罪するとともに、事件の状況を包み隠さず正直に話しました。今はまだ手術してどうなるか分からないと言われたため、明日の夕方にもた来ると伝え、その日は帰宅しました。

翌日、警察から連絡があり、被害者の方はお亡くなりになったと知り、とても怖くなりました。私は、被害者ご遺族の方に連絡を入れ、お通夜、お葬式に行かせて欲しいとお願いすると、「このままじゃ気も済まないだろうから来てもらって構わない。」と言われ、一人で通夜に参列させて貰いました。そこで沢山の人の頭を下げ、謝りましたが、別れも言えず、突然亡くなってしまった被害者の方のことを思い、みんな泣いていました。その悲しむ姿を見ているのはとても辛かったです。今思えば運転中に電話が鳴ると、車を走らせながらでも出ていたため、妻に「危ないから止めな。」と言われ、息子にも「パパ止めな。」と言われていましたが、「大丈夫だよ。」とはぐらかし、聞き流していました。今回の

事件は起こるべくして起きたのです。今回のことが起きてしまう前に気付き、運転に集中していれば誰も悲しむことはなかったと思います。

その後、四十九日を過ぎてから被害者ご遺族の方に連絡を入れ、何度か家に上がらせてもらい、お線香を上げさせて貰いました。謝罪は受け入れてくださいましたが、「自分がやったことの責任は取り、刑務所に入って欲しい。」と被害者ご遺族の方に言われました。

裁判の結果、禁錮2年となり、今は市原刑務所にいます。私が奪った尊い命、一つの命を奪ってしまった事で残されたご遺族には一生苦しめ続けられ、決して癒える事のない深い傷を負わせてしまいました。私はこれから今までの弱い自分を改め、同じ事を繰り返さないよう反省の時間を過ごしていこうと思えます。そして、被害者ご遺族の方には自分を許してもらおう為に謝罪するのではなく、亡くなった方と残された方がどんな思いをしているかを考え、償っていこうと思っています。

今回のような交通事故が近年増えているのではないのでしょうか。この手記を誰かに読んでいただくことで、今後少しでも同じような悲しい事件が起きないことを心から祈っています。また、今回の事故で被害者ご遺族の方が私の謝罪を受け入れてくださったことは、本当に感謝すべきことだと刑務所に来て思いました。その私に対する対応を裏切ることのないよう受刑生活を全うしたいと思います。

T・H 建設業(33歳)



**高齢ドライバーは、
出会い頭の事故に
注意!**

問題 1 高齢ドライバーに多い出会い頭事故、
防止のポイントは **徐行** や **?**

答えは右ページへ



**高齢歩行者は、
夕暮れや夜間に
注意!**

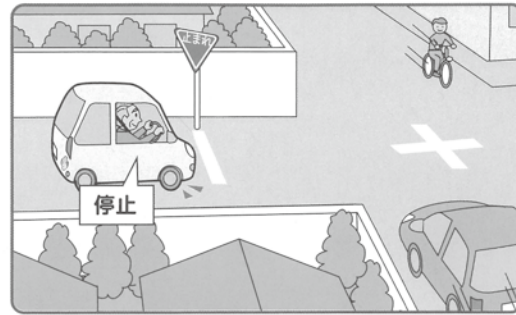
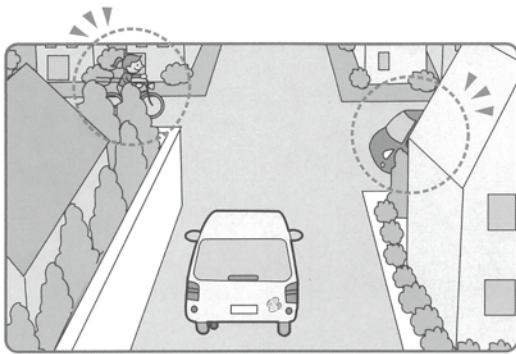
問題 2 高齢者の歩行中の死者が多い夕暮れや夜間、
身を守るには **安全確認** と **?**

答えは右ページへ

答え **1** 「徐行」や「一時停止」でしっかり安全確認！

高齢ドライバー（65歳以上）の事故の約3割が出会い頭事故です。
また、出会い頭事故のうち約65%は信号の無い交差点で発生しています（※1）。

※1 出典：(公財)交通事故総合分析センター「イタルダイナフォーメーション No.119」より



1 見通しが悪ければ、徐行が必要。

見通しが悪い交差点では左右の安全を確認し、車や歩行者に注意しながら、すぐ停止できるような速度で進みましょう。

2 一時停止の交差点では、しっかり停止！

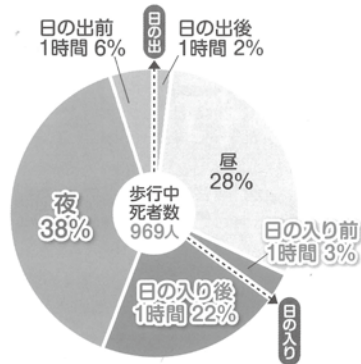
一時停止の標識があるときは停止線の直前（停止線がないときは交差点の直前）でしっかり停止しましょう。

●自動車運転中、暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用しましょう。

答え **2** 身を守るのは「安全確認」と「反射材」

高齢者（65歳以上）の歩行中死者の約7割が夕暮れと夜間に交通事故に遭っています。

対車両の高齢者歩行中死者数
(第1・第2当事者) (※2)



※2 出典：2016年中の警察庁統計より



※3 この結果はJPマークの付いた製品によるもので、面積2.5cm²かつ反射性能117mod/lux以上の反射材を使用

反射材は交通事故防止に有効です

車のライトがついていても、ドライバーから歩行者が見えているとは限りません。道路横断時の安全確認徹底に加えて、反射材を靴の側面やかかと、杖などに付け、自分の存在を車にアピールしましょう。

一般社団法人 **日本損害保険協会**

<http://www.sonpo.or.jp/>

この印刷物のPDFファイルは、上記サイトからダウンロードできます。

統計データ提供：警察庁交通局



住所・電話・fax番号 変更

△ 日本ファシリオ(株)福岡支店
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4丁目10-8 綜警福岡ビル2階
TEL 092-289-2460 FAX 092-289-2463

代表者 変更

△ 新)基聖産業(株) 福山 篤代 旧) 中野 寛
△ 新)西日本設備工業(株) 古賀 洋二郎 旧) 古賀 盛洋

組織・代表者 変更

△ 新)(株)大方工業所福岡営業所 橋本 兼治 旧) 島田 恭三

組 合 通 信

30-20号 9月26日 工事書類簡素化要領(土木編)の改定について
30-21号 10月10日 年内完成の給水装置工事の受付について
30-22号 10月22日 下水道処理開始区域について
30-23号 10月29日 平成30年度公共汚水柵設置申請受付締め切りについて
30-24号 11月12日 福岡市排水設備使用材料の承認について
30-25号 11月13日 福岡市長選挙への投票のお願い
30-26号 11月15日 平成31年新年賀詞交歓会のご案内について
30-27号 11月14日 平成31年対応建設工事入札参加申請書(指名願)提出期限等一覧表の注文受付について

組 合 の う ご き

10月 2日 福岡県職業能力開発協会理事会在福岡人材開発センターで開催され松隈専務理事が出席した。
10月 3日 全管連経営委員会が福島県で開催され松尾副理事長が出席した。
10月 9日 定例理事会が組合会議室で開催された。
10月11日 全管連四国ブロック会議、懇談会が愛媛県で開催され藤理事長が出席した。
10月16日 全管連理事会が東京都で開催され藤理事長が出席した。
10月19日 福管協第6回ボウリング大会が博多スターレーンで開催された。
10月22,24日 佐藤税理士による会計精査が実施された。
10月23日 日本水道協会全国会議レセプション、懇親会がホテルオークラ福岡で開催され松尾副理事長、末久副理事長が出席した。
10月24日 日本水道協会全国会議開会式が福岡サンパレスで開催され藤理事長が出席した。
10月25日 福岡県中小企業団体中央会労働専門委員会が中央会会議室で開催され末久副理事長が出席した。
10月26日 福岡県建設業構造改善推進大会がJR博多シティ会議室で開催され松尾副理事長が出席した。
10月26日 福岡県建設業労働災害防止大会がJR博多シティ会議室で開催され松隈専務理事が出席した。
11月 6日 下水道推進委員会が組合会議室で開催された。
11月 8日 定例理事会が組合会議室で開催された。
11月12日 佐藤税理士による精査が組合会議室で実施された。
11月13日 全管連事業委員会が東京都で開催され藤理事長が出席した。
11月21日 福岡県中小企業団体中央会理事会在振興センターで開催され末久副理事長が出席した。
11月22日 上水道推進委員会が組合会議室で開催された。
11月22日 福岡県職業能力開発促進大会が東市民センターで開催され松隈専務理事が出席した。
11月29日 広報・企画・情報委員会が開催された。

お 知 ら せ

△ 平成31年新年賀詞交歓会を下記の通り開催いたしますので、ご出席方
宜しくお願い致します。
開催日時:平成31年1月10日(木)午後5時30分より
開催場所:「ソラリア西鉄ホテル」8階